

羽島市公共施設等照明設備 LED 化事業(賃貸借)に係る 公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

羽島市公共施設等照明設備 LED 化事業(賃貸借)

(2) 業務の目的

公共施設照明設備をリース方式により LED 照明に更新することで、「蛍光灯等照明器具の生産終了」、「高騰する電気料金」及び「温室効果ガスによる地球温暖化」へ対応することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「羽島市公共施設等照明設備 LED 化事業（賃貸借）仕様書」のとおり。

(4) 対象施設

別紙 1「羽島市対象施設一覧」のとおり。

※対象施設の事情、現地調査の結果、対象施設の増減及び賃貸借期間の変更を行うことがあるため留意すること。

(5) 照明器具の種類及び数量

様式 7「羽島市既設照明一覧表」のとおり。

※様式 7「羽島市既設照明一覧表」については、市ホームページには掲載せず、参加資格があると認められた者に別途送付する。一覧には、既存照明器具の数、種類等の情報、省エネ効果シミュレーションを行うための従量電気料金等の情報を記載する。

※本市の都合等により、照明器具の種別及び数量の変更を行う可能性があるため留意すること。

(6) 履行期間

履行期間のうち、準備期間及び賃貸借期間は次のとおりとする。

ア 準備期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

イ 賃貸借期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで（120 ヶ月）

なお、準備期間の終了及び賃貸借開始のスケジュールについては、受注者提案や発注者との協議によって決定するものとする。

※地方自治法第214条に基づく債務負担行為とする。

(7) 提案限度額（消費税及び地方消費税相当含む）

全対象施設の賃貸借料の総額 193,085千円（消費税込）

2 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。なお、スケジュールは現時点での予定であり、本市の都合により予定を変更する場合がある。

令和7年6月18日（水）	公告日
令和7年6月18日（水）	参加表明書等受付開始・質問書受付開始
令和7年7月4日（金）	質問書提出期限
令和7年7月11日（金）	質問書回答予定日
令和7年7月18日（金）	参加表明書等提出期限
令和7年7月25日（金）	プロポーザル審査会通知
令和7年8月18日（月）	企画提案書提出期限
令和7年8月28日（木）	プロポーザル審査会
令和7年8月29日（金）	プロポーザル審査会（予備日）
令和7年9月初旬	審査結果通知

3 参加形態

本事業に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、リース役割を担う事業者（以下「リース事業者」という。）単独又はリース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、本プロポーザルの参加表明時に全構成員を明らかにすること。なお、グループの場合であっても、本市との賃貸借契約はリース事業者が受注者となって行うものとする。

(1) 構成員の役割ごとの分担業務

- ア リース役割 照明器具の賃貸借及び管理、契約等の諸手続
- イ 調査設計役割 調査・設計業務
- ウ 施工役割 照明器具の更新作業に係る全ての業務
- エ その他の役割 上記アからウ以外の本事業に必要とされる業務

(2) 補足事項

- ア 構成員とは、リース事業者又はリース事業者と直接契約を締結する事業者をいい、各構成員（リース事業者を除く。）の下請となる事業者は含まない。

- イ グループの代表者は、リース事業者とし、事業遂行全般の責を負うものとする。
- ウ 各役割（リース役割を除く。）は、複数事業者での構成も可とする。
- エ 一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。
- オ 参加表明書の提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、リース事業者を除き、本市が認めたときはこの限りではない。

4 応募資格

- (1) 応募者は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。
 - ア 参加表明書の提出日において、羽島市入札参加資格者名簿（物品・役務等）（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ウ 公告日から契約締結日までに、羽島市競争入札参加資格停止の措置要領（平成19年羽島市決裁）に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - オ 公告日から契約締結日までに、羽島市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年羽島市決裁）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (2) 施工役割を担う事業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事業の建設業許可を有している者であること。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、様式4「質問書」により、「14 問い合わせ先及び各種書類の提出先」宛てにメールにて提出すること。メールの件名は「【法人名】羽島市公共施設等照明設備 LED 化事業に関する質問」とし、メール送信後にその旨を末尾記載の問い合わせ先に電話連絡して到達確認を行うこと。

また、質問事項は本実施要領・仕様書に関する内容のみとし、電話・FAXによる質問は受け付けないものとする。

(2) 提出期限

令和7年7月4日（金） 正午 必着

理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せた上、令和7年7月11日（金）（予定）までに市ホームページ上に掲載する。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出方法及び提出先

(2)の期日までに羽島市生活環境部生活環境課へ持参(土日祝日を除く)、郵送(書留郵便に限る)又はメールにて提出すること。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を末尾記載の問い合わせ先に電話連絡することとする。郵送する場合は受付期間内に必着、メールは受信完了とし、受付期間内に電話により到着、受信状況の確認をすること。なお、本市は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わないものとする。

(2) 提出期限

令和7年7月18日（金） 午後4時45分 必着

理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

(3) 提出書類

ア 様式1「参加表明書」

イ 様式2「グループ構成表」

ウ 様式3「委任状」

本事業における手続き等の権限に関して、応募者の各構成員からグループ代表者への委任状を提出すること。なお、リース事業者単独での応募の場合は、提出は不要とする。

(4) プロポーザル審査会開催通知

参加表明書（添付書類含む）を提出し、参加資格要件を満たすと判断された応募者（グループの場合はその代表者）に対し、プロポーザル審査会の開催通知及び様式7「羽島市既設照明一覧表」をメールにて送付する。

なお、参加資格要件を満たさないと判断された参加者には、その理由を付し、通知する。

7 企画提案書等の作成及び提出方法等

(1) 提出方法及び提出先

(2)の提出期限までに「(4) 提出書類一覧」に掲げる書類を羽島市生活環境部生活環境課へ持参（土日祝日を除く）または郵送（書留郵便に限る）により提出すること。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を末尾記載の問い合わせ先に電話連絡することとし、提出時の企画提案内容等の説明は受け付けない。郵送する場合は受付期間内に必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。なお、本市は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わない。

(2) 提出期限

令和7年8月18日（月） 午後4時45分 必着

理由を問わず、提出期限の延長は行わない。また、提出期限後の書類の再提出、差し替え、追加提出は認めないものとする。ただし、企画提案書の内容を確認するため、本市が追加資料を求めた場合はこの限りではない。なお、提出期限までに書類提出がなかった場合、参加辞退したものとする。

(3) 書類提出方法

ア 「(4) 提出書類一覧」の順番にまとめること。

イ 企画提案書はA3サイズ片面5枚以内（任意様式）とし、文字サイズは11ポイント以上とすること。ただし、図表等についてはこの限りではない。

ウ 写真、イラスト、図面等を用いて分かりやすい表現に努めること。

エ 仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要であると思われる業務がある場合や業務を行う上で本市にメリットがあると思われる業務においては、積極的に提案すること。ただし、これに係る経費は、提出する見積額に含むものとする。

オ 1応募者につき1提案とすること。

(4) 提出書類一覧

次に掲げると書類とする。「④羽島市既設照明一覧表」については、A3横長ファイルに綴じて1部提出し、あわせて電子データをCD-Rにて提出（ファイル形式はExcel）することとし、「④羽島市既設照明一覧表」を除く各書類については、紙媒体による原本1部とそのカラーコピー9部の計10部を（1部ずつフラットファイルに綴じて提出すること。）提出すること。

順番	提出書類の名称	様式	規格等
①	表紙	様式任意	○所在地、商号又は名称、代表者職氏名、電話番号を明記すること。
②	企画提案書	様式任意 A3(横) 5枚以内 (片面)	○仕様書に基づき「(5) 企画提案書」の内容について記載すること。 ○審査委員が審査会の際に評価しやすいよう、別紙2「羽島市公共施設照明設備 LED 化業務公募型プロポーザル評価基準」に合わせて企画提案書をまとめること。
③	事業実績調書	様式 6	○構成員ごとに同種業務の受注実績を記載し、提出すること。なお、同種業務とは公共施設照明 LED 化に関する業務のことをいう。
④	羽島市既設照明一覧表	様式 7	○提案照明の仕様等を記載すること。 ○提案照明は、既存照明の仕様に応じ選定すること。 ○従量電気料金については、各施設の電力量料金 単価にて計算すること。 ○提案照明は、原則として既設照明と同位置、同台数を前提とし、提案時に台数を減らすことは認めない。
⑤	削減効果一覧	様式 8	○全ての対象施設の LED 化が完了した場合の電気使用量、従量電気料金及び CO2 排出量の値を記載することとし、様式 7「羽島市既設照明一覧表」の値と整合させること。 ○CO2 排出量については、CO2 排出係数 0.000459(t-CO2/kWh)にて計算すること。
⑥	見積書	任意様式	○見積内容を可能な限り詳細に記載すること。(税込) ※優先交渉権者となった場合は、企画提案書の内容を協議の上、改めて見積書を提出すること。

(5) 企画提案書の内容

ア 事業者の体制

各役割の会社概要及び業務担当者等の情報を記載すること。

イ 事業スケジュール

現地調査、詳細協議契約の締結、更新作業及び賃貸借開始等の一連の工程内容並びに工程を記載すること。

ウ 施工計画に関する提案

(ア) 施工方法・作業期間

施工方法や作業期間等について配慮または工夫する点を記載すること。

(イ) 品質管理

施工の品質を確保するための施工管理方法、試験方法及び基準値等について記載すること。

(ウ) 連絡体制

施工中に災害や事故等が発生した際の連絡体制について記載すること。

エ 設置器具に関する提案

施設、室用途、器具種別その他の観点から、どのような基準で照明器具を選定するか記載すること。また、必要に応じて、器具の姿図や性能等が分かる資料を添付すること。添付する資料については、(4)に規定する様式にはよらず、枚数にも含めないものとするが、枚数が過剰とならないよう簡潔にまとめること。

オ 物品保守に関する提案

(ア) 保証内容

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

(イ) 保守体制

不具合時の対応体制等について記載すること。

カ その他の提案

アからオまでの内容以外に、本市にとって有益性のある提案があれば記載すること。（例：賃貸借契約終了時の照度保証、機能の追加、削減効果の検証等）

8 優先交渉権者の選定

(1) 審査委員会の設置

羽島市プロポーザル方式による契約手続に関する実施要領（平成17年羽島市決裁）第5条及び第7条の規定に基づき、審査委員会を設置し、企画提案書を審査する。

(2) 審査結果

ア 審査委員会の審査の結果、最も優秀な提案者を優先交渉権者として決定する。

イ 優先交渉権者の決定後、審査結果を提案者に個別メールで通知する。

ウ 審査結果のメール通知後、市ホームページにて結果を公表する。

エ 審査結果についての異議申し立てはできないものとする。

オ 本プロポーザルへの参加を承諾した事業者が1者の場合であっても審査委員会を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には

その事業者を優先交渉権者に決定する。

9 プロポーザル審査会

(1) 日時

令和7年8月28日（木）（予定）

(2) 場所

羽島市役所406会議室（予定）

(3) 出席者

出席者は、説明者を含め5人までとし、いずれも応募者（グループ構成員含む）に所属する者とする。なお、説明者は、本業務を実際に行う担当者を主とする。

(4) 発表時間（目安）

発表は、提案説明20分、質疑応答20分で行う。（予定）

※上記時間構成は予定であり、実際の時間構成は別途通知する。

※準備や片付けの時間は含まない。

(5) 留意事項

ア 説明は提出書類に記載された内容に限るものとし、説明用スライドを除く追加資料の持込は控えること。

イ 原則として質疑に対する応答は、審査会内で行うものとする。

ウ 提案者は、市が設置するスクリーン及びプロジェクタを必要に応じて利用することができる。なお、映像を投影するための機材等の準備時間は発表前10分程度とし、発表時間に含まない。

10 審査基準

(1) 本市の評価基準は、別紙2「羽島市公共施設等照明設備LED化事業（賃貸借）公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

(2) 審査委員会の各委員が各提案についてそれぞれ審査を行うものとする。

(3) 審査方法は、委員ごとに評価し、その合計点が高い順番に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した提案者を優先交渉権者として選定する。なお、同数の場合は、その提案者の中で第2位を最も多く獲得した提案者を優先交渉権者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各委員の総合点数がより高い提案者を優先交渉権者とする。優先交渉権者が辞退した場合または優先交渉権者がそ

の資格を喪失した場合は、次順位の提案者を優先交渉権者に選定する。

- (4) 全委員の総合点数が満点の6割に満たない場合は優先交渉権者とししない。

1 1 失格の条件

以下の条件に該当する場合は、失格になることがある。

- (1) 提出書類に不備、不足があった場合
- (2) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限が不適切である場合
- (3) 提出書類に虚偽内容が記載されている場合
- (4) 仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (5) 企画提案書に虚偽内容の記載があった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- (8) 見積金額が提案限度額を上回った場合

1 2 契約の締結

- (1) 基本協定書の締結

本市及び優先交渉権者は、賃貸借契約の締結に向けた詳細な協議を実施するため、基本協定書を締結する。

- (2) 現地調査及び詳細協議

優先交渉権者は、各施設について現地調査を行った上で、見積書を提出すること。また、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、本市と事業内容について詳細協議を行い、契約内容についての調整に応じること。詳細協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の優秀提案者と協議を行うこととする。

- (3) 契約の締結

契約内容について本市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。

- (4) 契約の枠組み

ア 契約当事者

本市（発注者）及びリース事業者（受注者）

イ 締結時期

令和7年10月初旬（予定）

ウ 契約の概要

企画提案書及び賃貸借契約に係る協議内容に基づき締結するものであり、受注者が遂行すべき業務に関する内容、金額、支払方法等を定める。

エ 契約金額

企画提案書等で提示された金額をもとに、協議により決定する。

(5) 事業実施におけるリスク分担

本市と事業者の責任分担は、原則として仕様書別表「予想されるリスクと責任分担」によることとし、本表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議して対応するものとする。

1 3 その他

- (1) 企画提案書作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとする。提出された書類については本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (3) 本プロポーザルに係る本市からの参加報酬はないものとする。
- (4) 採用案の著作権は本市に帰属する。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属する。
- (5) 本プロポーザル実施についての説明会は行わないものとする。
- (6) 参加表明書を提出した後、何らかの理由において辞退する場合は、様式5「辞退届」を提出するものとする。なお、辞退届を提出することで今後の業務において不利益な扱いを受けることはない。

1 4 問い合わせ先及び各種書類の提出先

羽島市役所 生活環境部生活環境課

住所 〒501-6292 羽島市竹鼻町 55

電話 058-392-9919（直通）

FAX 058-391-2100

メールアドレス：seikatsu@city.hashima.lg.jp